

第三十八号議案

江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例の一部を改正する条例
 江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例（昭和五十二年四月江戸川区条例
 第十九号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

種別	使用料（一時間単位）
会議室	二一〇円
教室（一教室につき）	六二〇円

備考

- 一 教室の利用時間は、午後五時三十分から午後九時までとする。
- 二 一時間を超える利用時間については、三十分を単位として利用することができるものとし、当該単位にあつては、規定使用料の五割を徴収する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。